

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 24 年 4 月 25 日

## 「家計調査」に係る統計調査員による不正事務の発生とその対応

総務省が実施している家計調査において、愛知県の統計調査員により、不正な事務処理が行われていたことが判明しました。本事案の経緯と今後の対応については以下のとおりです。

## 1 経緯

家計調査は、統計上の抽出方法に基づき選定された全国約9千世帯の方々を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債等を毎月調査しています。

調査は、国から都道府県への法定受託事務として実施されており、各都道府県の指導の下、都道府県知事が任命した調査員が世帯を訪問して、調査票(家計簿等)の配布・回収を行っています。

今回、愛知県の統計調査員が、平成 23 年 12 月分から 24 年 3 月分までの調査について、担当している世帯( ) に調査依頼をせず、自ら架空の調査票を作成し、提出していたことが愛知県の審査により判明しました。

平成 23年 12月分から 24年 2月分までは7世帯、24年 3月分は13世帯

## 2 今後の対応

- (1) 総務省としては今回の事案を重く受け止め、都道府県に対する指導を通じ、 統計調査員への指導監督の徹底、調査票に対する審査の強化等の再発防止策 を講じ、調査の適切な実施に万全を期してまいります。
- (2) 本事案による公表結果(二人以上の世帯)への影響は平成23年12月分から 24年2月分までの6世帯であり、全国における消費支出への影響の試算は、下表のとおりです。また、今後、本事案の影響を受けた期間については、正しく調査された調査票のみを用いた集計を改めて行い、その集計結果を後日ホームページにおいて公表してまいります。
- 表 全国の消費支出への影響の試算(二人以上の世帯)

(単位:円)

	平成 23 年 12 月分	平成 24 年 1 月分	平成 24 年 2 月分
試算値	328,080 (0.3)	283,124 ( -2.1 )	267,855 (2.7)
公表値	327,949 (0.3)	283,118 ( -2.1 )	267,895 (2.7)
差	131 (0.0)	6(0.0)	-40 (0.0)

注)()は対前年同月名目増減率(単位:%)

【連絡先】総務省統計局統計調査部消費統計課

企画指導第一係

担 当:課長補佐 田村 係長 会田

電 話:03-5273-1172(直通)

F A X: 03 - 5273 - 1495

E-mail:w-kikaku1@soumu.go.jp